

令和5年度 年間監査計画

高槻市監査基準第8条第1項及び監査等実施要領第1項第1号の規定に基づき、令和5年度の年間監査計画を次のとおり定める。

1 実施方針

本年度の実施方針を次のとおり定める。

- (1) 経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実
高槻市監査基準第2条の目的を達成するため、正確性・合規性はもちろんのこと、経済性・効率性・有効性からの監査等を充実させる。
- (2) リスクの識別及び内部統制に依拠した監査等
監査等の対象に関する業務内容等を確認し、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集するとともに、過去の監査結果の指摘等を踏まえ、事務処理の傾向からリスクを想定した上で、リスクの高いものに対しては、それに沿ったより具体的な重点事項・着眼点を定めて監査等を実施する。
- (3) 監査等の結果に対するフォローアップの充実
監査等の結果が事務事業の改善に資することとなるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘等を行って、監査等の牽制機能を発揮する。
- (4) 職員への監査結果の発信
監査結果について、市全体の問題として認識するよう、分かりやすい形で情報発信を行い、同じ指摘等が発生しないよう監査の実効性を確保する。

2 実施予定の監査等の種類及び対象

本年度は以下の監査等を実施することとし、具体的な内容については別途、各監査等の実施計画を策定する。

(1) 定期監査

実施に当たっては、市長部局（公営企業を含む。）、行政委員会事務局、議会事務局、学校、認定こども園・幼稚園・保育所（以下「部等」という。）を単位とし、監査の対象となる部等はおおむね2年間で一巡することとする。本年度は、監査対象部等が前年度と併せて一巡することから、前年度に引き続き、過年度の指摘等に鑑み、「収入事務」及び「契約事務」を重点項目として実施する。

(2) 随時監査（工事監査）

各部で契約された建設工事のうちから規模、内容等を勘案の上、対象とする工事を抽出する。執行に当たっては、工事の設計図書の提出を求め、所属長及び担当職員から工事の概要及び状況を聴取するとともに、工事現場の施工実状を監査する。技術的な部分については専門技術士等に委託して助言等を求めるものとする。工事監査においては、本年度の監査対象工事ごとに重点項目を定めるものとする。

(3) 行政監査

市の一般の事務について、それが法令に適合しているか、さらに、その執行において経済性・効率性・有効性が図られているかを主眼とし、2(1)定期監査と同時に実施する。

(4) 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）に係る経理事務、契約事務、財産管理事務その他の事務が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また現地調査を実施する。

監査の対象となる財政援助団体等については、事業内容、財政的援助の実績、出資比率及び過去に実施した監査の時期、内容等を勘案して選定する。

(5) 例月出納検査

会計管理者、自動車運送事業管理者、水道事業管理者、都市創造部長から検査資料の提出を求め、出納関係諸帳簿等の計数を検査するとともに、関係職員の説明を求める。

(6) 決算審査及び基金運用審査

一般会計・特別会計の決算審査については、会計課所管の関係諸帳簿と決算書を照合し、予算執行の適否を検討するとともに計数の確認を行う。また、基金の運用状況については運用基金に関する調書に基づき、関係諸帳簿等により計数の確認を行い、その内容について審査する。

公営企業会計の決算審査については、決算及び決算附属書類の記載様式及び記載事項が法令に準拠して作成されているか、決算に係る諸表が予算の執行状況、経営成績及び財政状況を明瞭かつ適正に表示しているか否かに主眼を置き、関係諸帳簿及び証書類を照合審査する。

(7) 健全化判断比率等審査

健全化判断比率・資金不足比率の算定とその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、記載事項は法令に準拠して作成されているか、決算書及び関係諸帳簿等により計数の確認を行い、その内容について審査する。

3 監査等の対象別実施予定時期及び実施体制

監査等の対象別実施予定時期及び実施体制は、別途定めるものとする。

4 その他

当該年間監査計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要が生じた場合は、その都度協議し、実施する。